

岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市議会基本条例（平成23年岩倉市議会条例第1号）第10条第4項の規定に基づき、岩倉市議会サポーター（以下「議会サポーター」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 本市の区域内に在住、在勤又は在学する者をいう。

(2) 会議 市議会で開催されるすべての会議をいう。

(依頼する職務)

第3条 議長は、次に掲げる職務を議会サポーターに依頼するものとする。

(1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。

(2) 「岩倉市議会だより」及び市議会のホームページに関する意見を文書により提出すること。

(3) 議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答すること。

(4) 市議会議員との意見交換会に参加すること。

2 前項の職務については、市民が自主的に可能な限り行うものであり、議長が強制することはできないものとする。

(提出された提言等の処理)

第4条 議会サポーターから提言等が提出されたときは、議長は、必要に応じて関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、議会サポーターに通知するとともに、市議会だより及び市議会ホームページで公表するものとする。

(資格要件)

第5条 議会サポーターは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 年齢満18歳以上の市民であること。

(2) 岩倉市が雇用する常勤の地方公務員ではないこと。

(定員及び委嘱)

第6条 議会サポーターの定員は、100人以内とする。

2 議会サポーターは、年代別の無作為抽出又は公募により、市民のうちから議長が委嘱する。

(任期)

第7条 議会サポーターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第8条 議会サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は、当該議会サポーターを解嘱できるものとする。

- (1) 議会サポーターから辞職の申出があったとき。
- (2) 第3条に規定する職務を全く行わないとき。
- (3) 第5条に規定する資格を失ったとき。
- (4) 議会サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (5) その他議長が必要と認めたとき。

(謝礼)

第9条 議会サポーターに、議長が別に定める謝礼を支給するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。